



# 生活福祉資金 【教育支援資金】のご案内

対象：低所得世帯

三島町社会福祉協議会は、生活福祉資金(教育支援資金)の貸付事業の窓口です。

生活福祉資金貸付制度とは・・・

この貸付制度は、戦後激増した低所得者層の生活基盤を確保しようとする民生委員の「世帯更生運動」が昭和30年に制度化されたもので、現在では、他の貸付制度が利用できない(※)、低所得世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定を目指し、市町村社会福祉協議会が窓口となって運営されています。

(※) この制度は、必要な資金の貸付を他から受けることができない世帯が対象であることから、母子寡婦福祉資金、日本学生支援機構の奨学金、日本政策金融公庫、その他金融機関等からの貸付が利用できる場合は、その貸付が優先となります。

## ご利用いただける世帯

低所得世帯・・・市町村民税非課税世帯又は1ヶ月の世帯収入が生活保護法に基づく生活扶助基準額の1.7倍以下の世帯

## 資金の内容

高校、専門学校(専修学校専門課程)、短大、大学への就学に必要な入学金や制服等の就学経費、授業料、通学定期代等の修学経費をお貸しする資金です。

### 1. 貸付種類及び対象経費

貸付種類	対象経費
①教育支援費	○修学に必要な経費 ・授業料、参考書、学用品、交通費(通学定期代)、賃貸アパート家賃など
②就学支度費	○入学に際し必要な経費 ・入学金、制服、教科書等で入学時に納入する経費等

### 2. 貸付限度額、据置期間、償還期間

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間
①教育支援費	①高等学校(専修学校高等課程含む) 月額35,000円以内	卒業後 6カ月以内	20年以内
	②高等専門学校 月額60,000円以内		
	③短期大学(専修高校専門課程含む) 月額60,000円以内		
	④大学 月額65,000円以内		
②就学支度費	500,000円以内		

3. 資金の交付方法：就学支度費は一括交付、教育支援費は6ヶ月ごとに分割し交付します。  
尚、分割交付の前には必ず在学証明書を提出していただくこととなります。

### ○貸付利子は？

無利子です。

お約束した償還期限までに完了できなかった場合は、残元金に対し「年10.75%」の延滞利子が発生し、日割りで加算されます。

### ○借入するときは誰が借りるの？

就学する者(資金利用者)が借受人に、世帯主等、親権者が連帯借受人となります。

### ※連帯保証人

原則として、県内に居住する連帯保証人1名が必要です。ただし、連帯保証人が立てられない場合でも利用できます。

連帯保証人は、日頃から相談援助してくれる方で、申込世帯より収入が高い方。

### ○民生委員及び社会福祉協議会等の相談・支援について

この資金は、借入世帯の生活の安定や立て直しを図ることを目的としていますので、申込時から貸付、償還(返済)完了まで、お住まいの地区の担当民生委員及び社会福祉協議会等の関係機関が継続して相談・支援を行います。

### ○相談・申し込み方法について

お住まいの地区の民生委員または三島町社会福祉協議会へご相談・お申込み下さい。

### ◎「生活福祉資金」に関するご相談・お問い合わせは

住民票(居住が確認できること)のある市町村社会福祉協議会又は入居を予定している住居がある地域の市町村社会福祉協議会へお願いします。

相談・申込受付時間：午前9時～午後5時  
(土曜、日曜、祝日休み)

社会福祉法人三島町社会福祉協議会  
電話 0241(52)3344